

在宅障害者へのサービス継続支援金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅障害者の同居家族が新型コロナウイルスの感染者となるなどにより、当該障害者が感染者又は感染者と接触があった者となった場合、障害福祉サービス等の提供を行う事業者の心理的・精神的負担が大きいことから、感染者又は感染者と接触があった者に該当する期間中にサービス提供を行った事業者に対し、予算の範囲内において、在宅障害者へのサービス継続支援金等を交付することにより、感染者又は感染者と接触があった者である障害者の在宅生活を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在宅障害者 障害者支援施設等へ入所せず居宅で生活している者（障害者支援施設等に入所している者で一時的に帰宅している者を含む。）であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に定める障害者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に定める障害児である千葉市内に居住実態がある者又はこれに準ずる者をいう。
- (2) 感染者と接触があった者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 新型コロナウイルスの患者の同居家族である者
 - イ 新型コロナウイルスの感染者の発症日（無症状病原体保有者の場合は検査の検体採取日）の2日前以降、感染者とマスクなし、1m以内、15分以上の接触があった者

(支援の内容及び交付額)

第3条 市長は、次の各号に該当する障害福祉サービス等を感染者又は感染者と接触があった者である在宅障害者へ提供した事業所に対し、支援金の交付を行うものとする。

- (1) 感染者又は感染者と接触があった者の居宅に訪問してサービス提供を行った事業者に対し、サービス継続支援金として、固定額15万円と訪問1回あたり9,000円を交付する。なお、固定額15万円は1事業所につき1回のみ交付とし、訪問1回あたり9,000円については、感染者又は感染者と接触があった者1人につき原則1日3回までを上限とする。事業者より「在宅高齢者へのサービス継続支援金等交付要綱」に基づき同事業所への申請がある場合は、固定額15万円は交付しないものとする。

- (2) 相談支援専門員が感染者又は感染者と接触があった者である在宅障害者の状況確認の上、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成した場合に、当該相談支援専門員が属する特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所に対し、居宅等に訪問してアセスメントの実施を行ったサービス利用支援又は障害児支援利用援助への支援金として1件あたり20,000円を交付する。なお、通常の支給決定更新のみで、大幅なサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の変更がない場合は交付しないものとする。
- (3) 感染者又は感染者と接触があった者である在宅障害者に対して、在宅生活を維持するために決定支給量を超えた分の自費サービスとして居宅に訪問してサービス提供を行った場合、自費サービスの費用として市長が認めた額(介護給付費等の算定基準に準じた額)を事業者に交付する。なお、この支援金の交付を受ける事業者は、利用者に当該自費サービスの費用を請求することはできない。

2 前項の支援金の交付対象となる事業者は別表に定める障害福祉サービス事業等を運営する法人(基準該当サービスを実施する団体を含む。)とする。ただし、市長が支援の対象とすることが不適当と認めた事業者はこの要綱に基づく支援の対象としない。

(事前連絡等)

第4条 前条に該当するサービスを行うにあたっては、事前に相談支援専門員及び障害福祉サービス課と協議を行い、当該在宅障害者の在宅生活の維持に必要な最低限のサービスを提供するものとする。

(交付申請)

第5条 支援金等の交付を受けようとする事業者は、サービス提供が終了した後すみやかに、必要書類を添えて、在宅障害者へのサービス継続支援金等交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、支援金等の交付又は不交付を決定し、在宅障害者へのサービス継続支援金等交付決定通知書(様式第2号)又は在宅障害者へのサービス継続支援金等不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金等の交付を受けたときは、支援金等の交付の決定を取り消すことができるものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金等の交付の決定を取り消したときは、在宅障害者へのサービス継続支援金等交付決定取消通知書(様式第4号)により申

請者に通知するものとする。

(支援金等の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支援金等の交付の決定を取り消した場合において、すでに支援金等が交付されているときは、期限を定めて、在宅障害者へのサービス継続支援金等返還請求通知書(様式第5号)により、その返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金等の返還を請求した結果、期限までに返還されなかったときは、延滞金を納付させるものとする。

3 前項の延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例(昭和39年千葉市条例第34号)の規定の例による。

(立入検査等)

第9条 市長は、支援金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に報告させ、又は当該職員に支援金等の交付の対象となる物件等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金等の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行し、同日以降に提供されたサービスについて適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

別表 (第3条関係)

支援金の種類	支援の対象となる事業
(1) サービス継続支援金	居宅介護、重度訪問介護、訪問入浴サービス、その他在宅生活維持に必要なサービスとして市長が認めるもの

(2) サービス利用支援又は障害児支援利用援助への支援金	計画相談支援、障害児相談支援、その他在宅生活維持に必要なサービスとして市長が認めるもの
(3) 決定支給量を超えたサービス提供への支援金	居宅介護、重度訪問介護、訪問入浴サービス、その他在宅生活維持に必要なサービスとして市長が認めるもの